

日本福祉大学

		領 域	科 目 と 開 講 単 位	
一般 教育 科目		I (人文科学) (社会科学) (自然科学) (教養演習) (外国語) (保健体育)	哲学2. 歴史2. 文学2. 経済学2. 法学2. 政治学2. 科学技術史2. 生理学2. 栄養学2. 現代と学問8. 外書講読I2 外書講読II2 保健体育講義1. 実技1 ^号	
	専 門 科 目	基礎	I 社会を認識するための科学	社会福祉4. 社会経済史2. 社会政策2.
		専	II こどもを認識するための諸科学 1. 身心の発達に関する科学 2. こどもをとりまく社会的事実について の理解	小児医学4. 大脳生理学2. 児童心理学4. 近代女性史2. 婦人労働論2. 家族法2. 教育科学2.
		門	III 保育についての諸科学と技術 1. 保育・養護の理論 2. 保育・養護の各論 3. 保育・養護の基礎技術	保育論4. 保育史2. 保育方法論2. 障害児教育2. 音楽教育2. 文学教育2. 美術教育2. 科学教育2. 乳児保育2. 養護技術2. 集団あそび1. ピアノ2. ソルフエ イズ2. 造形1. 音楽リズム1.
		科	IV 実習と演習 1. 実 習 2. 演 習	保育実習I2 保育実習II2 問題別演習6.
	目	V 特別講義	特別講義4.	
		開 講 単 位	103 $\frac{2}{3}$	

資料 10. 特殊教育教員養成に関する資料

(1) 盲・聾・養護学校の学校数、幼児・児童・生徒数・教員数

(1972.5.1 現在)

	設置主体					幼児・児童・教員数		
	国立	都道府県立	市町立	私立	計	生徒数	(本務者)	
盲 学 校	1	68 (2)	3	2	74 (2)	9,402人	2,890人	
聾 学 校	1	97 (6)	4	1	103 (6)	15,634	4,548	
養護学校	精神薄弱	17	41(12)	47(6)	8(1)	113(19)	12,115	2,826
	肢体不自由	1	68(20)	14(2)	—	83(22)	15,223	3,617
	病 弱	—	20(15)	12(1)	1	33(16)	3,093	720
	小 計	18	129(47)	73(9)	9(1)	229(57)	30,431	7,163
総 計	20	294(55)	80(9)	12(1)	406(65)	55,469	14,601	

学校数中()内は分校を示し、外数である。

資料・文部省調べ

なお、1971年6月の中央教育審議会の答申〔今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について〕における〔特殊教育の積極的な拡充整備について〕と、それにもとづく特殊教育拡充の見積りによると、1980年の完成時、

特殊教育諸学校の児童生徒数	112,000人
教員数	30,600人
訪問教員等	3,400人

となっている。

(2) 特殊教育教員養成の現況

1973年度国立教育系大学・学部(教員養成大学)における特殊教育教員養成課程の設置

盲学校教員養成課程	2大学	1学年定員計	30人
聾 " "	6 "	"	60
養護 " "	47 "	"	960
肢体不自由児教育養成課程	3 "	"	60
言語障害児教育 "	4 "	"	80
病虚弱児教育 "	1 "	"	20
計	63大学		1,210人

このほかに現職教員の研修、資格取得を主とする臨時教員養成課程が

養護学校教育臨時教員養成課程	3大学	60人	} 専任教員, 施設設備の配置 はない
肢体不自由児教育 "	3 "	60	
言語障害児教育 " "	4 "	80	
情緒障害児教育 " "	1 "	20	
病虚弱児教育 " "	1 "	20	

指定教員養成機関(東京教育大学教育学部理療科教員養成施設) 20人

養護学校教員養成課程認可を受けている私立大学 10校

資料 11. 義務教育段階の心身障害児童・生徒推定数・就学者数および就学率
 Number of Handicap Children age (6.14) and Ratio of Attendance (1972) (47.5.1現在)

区	分 Kind of Handicap	心身障害児童・生徒推定数全学会員 Handicapped Children		就学者 Number of Pupils attending Special Sch. and Cis	就学率 Ratio of Attendance
		出現率 Per Cent of Incidence	推定対象者 Number of Children		
視覚障害	視力	%	人	人	%
	0.04未満	0.015	2,197	盲学降 4,362 (4,513)	39.1 (40.9)
	0.04以上0.1未満 0.1以上0.3未満 計	0.016 0.049 0.080	2,343 7,177 11,717 (11,479)	4,576 (4,698)	
聴覚障害	91dB以上	0.039	5,712	聾学校 9,128 (9,433)	64.9 (65.0)
	71~90dB	0.031	4,540		
	51~70dB 51~70dB(耳科 所見あり) 31~50dB 計	0.018 0.022 0.110	2,636 3,222 16,110 (15,784)	10,455 (10,264)	
精神薄弱	最重度 (IQ19以下)	0.113	16,550	養護学校	
	重度 (IQ20~39)	0.195	28,560	10,153 (8,487)	
	中度 (IQ40~49) 軽度 (IQ50~75) 境界線 (IQ76~85) 計	1.762 2.070	258,064 303,174 (297,004)	130,499 (125,530)	43.0 (42.3)

区	Kind of Handicap	Handicapped Children		就学者 Number of Pupils attending Special Sch and Cls	就学率 Ratio of Attendance
		出現率 for Cent of Inudence	推定対象者 Number of Children		
肢体不自由・病弱・虚弱	the Crippled	行動不可能または困難な者	人 3,662	人 15,142 (14,788)	% 57.4 (57.3)
		上記の程度に達しない者	17,428		
	the Health myraired	計	26,366 (25,826)	人 7,173 (5,741)	養護学校 2,982 (2,370) 特殊学校 4,191 (3,371)
		病弱者	3,368 8,348		
		虚弱者	19,040 41,010 71,763 (70,305)		
計	0.025 0.119 0.036 0.180 0.023 0.057 0.130 0.280 0.490	429,130 (420,398)	167,845 (161,021)	特殊教育諸学校 39,593 (37,471)	39.1 (38.3)
小	Part Total	0.070 0.260 0.330	10,252 38,080 48,332 (47,349)	特殊学校 128,252 (123,550)	7.6 (6.1)
	The Speech disordered	他の障害と重複している者 その他 計		特殊学校 3,386 (2,867)	
	言語障害				

情緒障害	重度の情緒障害者	0.060	8,788	1,020 (1,171)	特 殊 学 校 1,020 (1,171)	1.6 (1.9)
the Emotion ally dislurbed	軽度の情緒障害者 計	0.370 0.430	54,190 62,978 (61,697)			
合 Whole Total	計	3.690	540,440 (529,444)	172,251 (165,059)	特 殊 教 育 諸 学 校 39,593 (37,471) 特 殊 学 校 132,658 (127,588)	31.9 (31.2)

(注) 1. 「心身障害児童・生徒推定数」の「出現率」は、昭和42年度「児童・生徒の心身障害に関する調査」、「学校保健統計調査」および「学校基本調査」による。

2. 聴覚障害者の欄中「耳科所見あり」とは外耳畸形または鼓膜穿孔のあるものをいう。

3. 精神薄弱者の欄中、程度別に付しているIQ値は、「児童、生徒の心身障害に関する調査」を実施した際に参考にしたものである。「境界線(IQ76~85)」は、学力・社会生活能力等が劣るため通常の学習指導が著しく困難なものをいう。

4. 心身障害児童・生徒推定数は昭和47年5月1日現在、義務教育諸学校就学者と昭和46年度の就学猶予・免除者の合計数に出現率を乗じて求めたものである。

5. 「就学者」欄中、特殊学級の児童・生徒数は、学級の種類に関係なく特殊学級に就学している者を障害の種類別に分けたものである。

6. 上記データには沖縄県を含む。ただし、()は昭和46年5月1日現在のデータをあらわし、沖縄県を含まない。

資料：文部省，特殊教育資料

資料12. 障害者の大学進学に関する調査資料

(1) 1974年度視力障害者大学進学希望状況

1973. 11. 10(土)現在

盲 学 校 別 一 覧

盲 学 校	課 程	人 数		計
		点 字	スミ字	
東京教育大付属	普 3	4	7	
	音 3	1		
	理 1 専	2		
	O B	3	3	20
文 京	普 3	1	2	3
千 葉	普 3	2		2
茨 城	理 7 専	1		1
栃 木	普 3	2		2
宮 城	普 3	1		1
名 古 屋	普 3	1		
	理 2 専	1	1	
	O B	1		4
石 川	理 1 専		1	1
京 都 府 立	普 3	2	2	4
大 阪 府 立	普 3		3	
	O B		1	4
兵 庫	普 3		1	1
岡 山	普 3	1		1
佐 賀	理 2 専	1		1
沖 縄	理 1 専	1		1
合 計		25名	21名	46名

備考

総数 46

(理 療 科 8

普 通 科 29

音 楽 科 1

O B 8)

希望大学一覧

大 学	学 部	人 数		
		点 字	スミ字	計
青 山	文	1		1
桜 美 林	英 文	1		1
学 習 院	数	1		1
関 東 学 院	経 済		1	1
東 京 外 語	仏		1	1
東 京 教 育	教 育		1	1
東京キリスト教短	神 学	1		1
東 洋	社 会 福 祉	1		2
	心 理	1		
北 星 女 子	国 文	1		1
明 治 学 院	英 文	2		2
武 蔵 野 音 楽	音 楽	2		2
立 教	教 育 会		1	2
	社		1	
立教女子学院短	英 文	1		1
和 光	人 文	3		3
早 稲 田	法	1	1	2
宇 都 宮	教 育	3		3
郡 山 女 子 短	音 楽	1		1
弘 前	教 育		1	1
愛 知 県 立	文	1		1
大 阪 教 育	数		1	1
大 谷	文	1		1
関 西 外	英		1	1
関 西 学 院	文		1	1
近 畿	農		1	1
神 戸 市 外 語	英 米 語	1	1	2
四 国 学 院	文	1		1
同 志 社	文		2	3
	英 文		1	
浪 速	保 育		1	1
プ ー ル 短 期	英 文		1	1

大 学	学 部	人 数		
		点 字	スミ字	計
仏 教	文 社 会	1	1	2
立 命 館	法 文	2 1	1 2	6
竜 谷	文	1		1
計	32校	29	21	50名
国 立 (未定)			2	2
私 立 (未定)		1	3	4
合 計		30	26	56名

(2) ◎印は点字使用者が在籍している大学

1973年度 視力障害者大学在籍状況						
大 学 名	学 部	学 科	学年	人 数		計
				男	女	
青 山 学 院 ◎二 部 の み	文学二部	英 文	4 3	1 1		2
◎桜 美 林	文 学	英 米 文	4 2 1	1 1 1	1	4
淑 徳	社会福祉	社会福祉	3		1	1
◎洗 足 学 園	音 楽	ピ ア ノ	3		1	1
◎東 海	理 学	教 学	1	1		1
◎東 京 教 育	教 育 同 大学院	特 殊 教 育 "	4 1	1 1 1		3
東 京 経 済	経 済	経 済	1	1		1
◎日 本 社 会 事 業	社会福祉	社 会 事 業	4 1	1 1		2
◎武 蔵 野 音 楽	音 楽	器楽(ヴァイオリン) " (ピアノ) " (")	4 4 3	1 1	1	3
◎明 治 学 院	社 会 社会(二部)	社 会 福 祉 " "	3 2 1		1 1 1	

大 学 名	学 部	学 科	学年	入 数		計
				男	女	
◎ 明 治 学 院	文 学	英 文	4	1		9
		"	3	1	1	
		"	2	1		
	文学(二部)	英 文	1	1		
	経済(二部)	経 済	2	1		
明 治	政 経	政 経	1	1		2
	文学(二部)	英 文	1	1		
◎ 立 教	理 学	数 学	4	1		
◎ 和 光	人 文	人 間 関 係	4	1		6
		"	2	1	1	
		英 文	4	1		
		"	2		1	
		"	1		1	
駒 沢 女 子 短 期	保 育		2		1	1
大 妻 女 子 "	国 文		2		1	1
専 修	法	法 律	2	1		1
都 留 文 科	文	国 文	2	1		1
◎ ア レ ン 短 期	英 語 英 米 文		2		1	1
山 形 女 子 "	保 育		1		1	1
大 阪 音 楽	音 楽	作 曲	1		1	1
◎ 大 阪 音 楽 短 期	音 楽	邦 学	2		1	1
大 阪 陰 女 子	英 文		1		1	1
◎ 大 阪 プ ー ル 学 院 短 期	英 文		2		1	1
◎ 大 谷	文 学	哲 学	4	1		2
	"	英 文	1	1		
関 西	法	法	1	1		1
関 西 外 国 語	外 国 語	英 米 語	2	1		1
◎ 関 西 学 院	社 会 学		1	1	1	2
東 都 外 国 語 短 期	英 語 二 部		2	1		1
近 畿			3	1		1
薫 英 女 子 短 期			3		1	1
相 愛	音 楽		2		1	1
◎ 同 志 社	文 学	英 文	2	1		3
		"	1	1		
	社 会	社 会 福 祉	3	1		

大 学 名	学 部	学 科	学 年	人 数		計
				男	女	
名 古 屋 学 院	経 済		1	1		1
奈 良	文 学	史	2	1		1
◎日 本 福 祉	社会福祉	社会福祉	4		1	
			3	1		2
◎ノートルダム清心女子			3		1	1
◎仏 教	社 会	社会福祉	3		1	
			2	1		2
◎八 代 学 院	経 済		2	3		
			1	1		4
◎竜 谷	文 学		3	3		
	"		2	1		
	法 学		3	1		
	"		1	1		6
計				51	25	76名

備考 ① この他に今年度点字受験を認めた大学に東京，早稲田，立正・立命館・大阪教育・京都府立大学があります。

② 点字使用者は昭和46年度12名，47年度13名，48年度9名が進学しました。

日本盲人福祉研究会
視力障害者大学進学対策委員会
〒160 TEL (03)209-0243
東京都新宿区諏訪町 212

日本点字図書館内

(3)の(ア) 日本社会事業大学において視覚障害学生の要求をもとに，以下のような視覚障害者勉学環境整備がなされた(1973年度)

1. 朗読室(対面，録音用)
2. ロッカー(テープレコーダー，点字タイプ，録音テープ，いずれも大学側備品)
3. 点字辞書(コンサイズ英和71巻，独和17巻を図書館に備えた)
4. 対面朗読者を学校側で確保 — 1時間 180円
5. 障害者特別奨学金の設置
6. 通学路の信号の視聴者改善を警視庁に署名(4,000名)を添えて提出し実現をみた。
7. レポート，試験の点字提出，点字出題
8. 現在，学生ボランティアによる語学テキスト点訳に対する経費保障を検討中。

(3)の(1)

障害者のための建築上配慮すべき内容

建築物および設備を身体障害者も近づきやすく、使用できるものにするためのアメリカ基準仕様書(抄)「障害者のための建築基準 — 外国篇」昭和48年5月31日 日本肢体不自由児協会発行の抜粋。

1. 範囲および目的(略)
2. 定義(略)
3. 一般原則と考察(略)
4. 敷地開発

(1) 勾配

敷地は既存の地勢に反しても、出入口と同レベルになるように整地し、その設備が身体障害者に利用できるようにすることが望ましい。

(2) 歩道

ア. 公共の歩道は少なくとも48インチ(約1.2メートル)幅とし5パーセント以上の勾配がないこと。

イ. 公共の歩道は、切れ目のない平坦な表面とし、段や急な高低の変化がないこと。

ウ. 歩道が他の歩道や車道、または駐車場と交差する場合は、同一平面で交わること。

エ. (略)

オ. (略)

(3) 駐車場

ア. 身体障害者のために建物や設備に近い場所を確保し、身体障害者のためのものであることを明示すること。

イ. 駐車場には、片側に車いすまたは装具と松葉づえの使用者に自動車の乗り降りができる車いすの操作や松葉づえの使用に適したスペースを設けること。

ウ. 身体障害者用駐車場は、2本の斜めの線の間で駐車する場合、または向かい合わせに駐車するような場合には、幅12フィート(約3.6メートル)なければならない。

エ. 計画上で、車いすおよび装具と松葉づえの使用者が、駐車してある車の後ろを通らなくてすむように注意すること。

オ. 身体障害者の使用頻度、駐車時間にもとづき、スペースの配置について考慮しなければならない。

カ. 歩道は(2)に準ずる。

5. 建築物

(1) 傾斜路

傾斜路の必要な場合は下記の要領に従うこと。

ア. 傾斜路の勾配は1/12、または8.33%または4°50'以下とすること。

イ. 傾斜路には、少なくとも片側、できれば両側に手すりをつける。手すりの高さは、平滑な傾斜路の表面から32インチ(約80センチ)で、傾斜路の上下端各1フィート(約30

センチ) 延ばし, その他の点では床, 壁, 開口部, 手すりおよび定足盤についての米国安全法, A 1 2 - 1 9 3 2 に従うこと。

ウ。(略)

エ。(略)

オ。(略)

カ. 傾斜路の下端には少なくとも6フィート(約1.8メートル)のまっすぐな場所が必要である。

キ. 傾斜路には30フィート(約9メートル)ごとに, 休息と安全のための踊り場を設ける。

(2) 出入口

ア. すべての建築物には, 車いす使用者が利用できる出入口を最低1か所設けること。

イ. 車いす使用者の利用できる入口のうち, 最低1か所はエレベーターに到達しうるの平面上に設けること。

(3) 扉および戸口

ア. 扉の有効開口幅は32インチ(約80センチ)以上とし, 1回で開けられるようにすること。

イ. 扉の両側の床は, 扉が開く側で扉から5フィート(約1.5メートル)平坦とし, 戸口の両わきより1フィート(約30センチ)広くする。

ウ. 敷居のところで急な勾配にしたり, 突然高低に差があったりしないようにする。できれば床と同じレベルにする。

(4) 階段

階段は米国基準, A 9.1 - 1 9 5 3 に準じ, さらに下記の条件を満たすこと。

ア. 2で規定された身体障害者または老人が利用する階段の段鼻は角ばったものにならないこと。(図1参照)

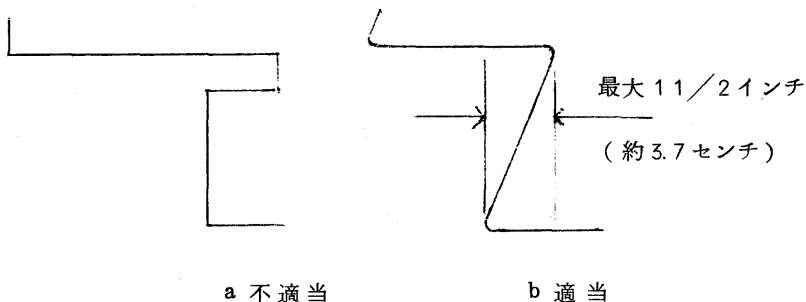


図1 階段

イ. 階段には路面からの高さ32インチ(約80センチ)の手すりを設けること。

ウ. 少なくとも一方の手すりは最上下段で, おおの18インチ(約45センチ)ずつ延長されていなければならない。

エ. けあげは, できる場所ではそして既存の段形式にそうようにして, 7インチ(約17.5センチ)以上にしないこと。

(5) 床

ア. 床はすべらないこと。

イ. 同一階においては、床の高さを変えないこと、または(1)ーア、(1)ーカに従った傾斜路で継続されていること。

(6) 便 所

建築物の性質と使用目的により適当な数の便所を身体障害者の利用できるものにしておかなければならない。

ア. 便所には3に従い、車いす使用者の通行できるスペースをとらなければならない。

イ. 少なくとも1か所の便所は、次の条件を備えていなければならない。

(ア) 幅3フィート(約90センチ)

(イ) 奥行4フィート8インチ(約1.4メートル)できれば5フィート(約1.5メートル)

(ウ) 扉(を使う場合には)は32インチ(約80センチ)外側に開くこと。

(エ) 両側に手すりがあること。

床と平行の手すり 高さ33インチ(約82.5センチ)

外 径 11/2インチ(約3.7センチ)

手すりと壁面の間隔 11/2インチ(約3.7センチ)

端部と中央部で堅固にとりつけてあること。

(オ) 便座付便器は床からの高さ20インチ(約50センチ)

ウ. 便所には、幅のせまいエプロンのついた手洗器をとりつければ、通常の高さでも車いす使用者は使用できる。または、特殊デザインが要求される場合には車いす使用者のためには、洗面器を少し高めにとりつけることが必要となる。

エ. 手洗器の上部にはできるだけ低い位置に鏡と棚をつける必要がある。高さは床から鏡の下端、棚の上端までで46インチ(約1メートル)以下とする。

オ. 男子便所には壁掛小便器を床より19インチ(約47.5センチ)の高さにとりつけるか、床と同レベルのストール型小便器をとりつける。

カ. 便所には適当な数のタオル掛、紙タオル容器、その他の使いすて用の用具を床から40インチ(約1メートル)以下の高さにとりつけること。

(7) 水 飲 場

適当な数の水飲用、その他の水栓は身体障害者にも利用できるものでなければならない。

ア. 水飲場や水冷却機には手前向きの水飲口と操作水栓をつけること。

イ. 水飲場や水冷却機は手動式、もしくは手と足の両方で操作できるものにする。

(8) 公 衆 電 話

適当な数の公衆電話は、身体障害者にも利用できるものでなければならない。

ア. 3に従い、車いす使用者にもダイヤルや受話器に手が届くようにしなければならない。

イ. 適当な数の電話は、聴覚障害者にも利用されるものでなければならないし、その使用方法も明示されていなければならない。

(9) エレベーター

高層建築物においては、エレベーターは身体障害者の機能を有効ならしめるために不可欠なものである。

下記の要領に従うこと。

ア. 身体障害者のはいつてくる出入口のある階、および一般公衆によって使われるすべての階には、身体障害者にも利用できるエレベーターを設置すること。

イ. 3に従い、エレベーターを車いす使用者にも利用できるようにすること。

(10) 操作装置

照明、暖房、空調器のスイッチ、カーテン、窓、非常ベル等の操作装置は、車いす使用者の手の届く範囲におくこと。

(11) 標 示

一般の人々が利用する建築物内の特定の設備には、盲人用の標示をすること。

ア. 事務所や部屋を標示するために凸型の文字や数字を使用する。

イ. この種の標示は、扉の左右どちらかの壁に、床から4フィート6インチ(約135センチ)～5フィート6インチ(約165センチ)の間にとりつける。

ウ. 一般の使用に供さない扉で盲人が出入りすると危険である場合は、扉のハンドルにギザギザをつけて、さわればすぐわかるようにしておくこと。

(12) 警 報

(略)

(13) 障 害 物

(略)

注 以上は、アメリカの基準であるため、わが国に应用する場合には、日本人の体格、生活習慣その他を考慮して適切な変更を加えることが必要である。

資料13.

日本学術会議、「社会福祉の研究教育体制に関するシンポジウム」

(1973年5月30日)における日本福祉大学教授 浦辺 史氏の報告要旨

保母養成の現状と問題

1. 保母とは、その職能

- 幼児教育を保育といい、幼児教育担当者を保母という、学校教育法では幼稚園における幼児教育を保育といいその担当者を教諭とよぶ。

児童福祉法では保育所における保育、施設における養育、養ご、保ご、療育にたずさわる女子を保母という。

}	保育所は児童の養ごと教育をふくむ		
	保 育	1日8時間	年270日
	幼稚園は児童の保育	4時間	年220日
	児童福祉施設	24時間	年365日

- 保育所保母 生活管理, 発達保障 (教育)
施設保母 (寮母) 生活指導, 生活管理
- 保母は社会福祉職員か教育職員か
(社会福祉士法試案をめぐる意見の対立)
社会福祉の科目は栄養士2単位, 看護婦1単位, 保健婦2単位, 保母4単位を養成カリキュラムに組んでいる。
社会福祉4単位が養成科目にあるからといって保育所保母が社会福祉職とはいえない。
保育所保母は保育時間が幼稚園に比して若干長いということのほか専門職能は幼稚園教諭とその本質を同じくしている。私立短大では保母と幼稚園教諭を同時に養成している現状がある。

2. 保母の現状

(1) 保母の現員 (1970年度)

			年間のびりつ20%	
保育所保母	14,101	施設	72,832人	464 10万
施設保母, 寮母	4,229		12,019	504 16万
計	18,330		84,851	

(2) 保育要求の量的質的拡大と保母の勤務体制との矛盾

- 保育時間, 年令, 幼児教育要求, 病児保育, 障害児保育
- 保母の職業病, 移動りつ増大, 保母不足, 保育の稀釈化, 不健全保母の発生
- 保育を必要とする幼児の増加, 保育所づくり要求のたかまり。
- 保母は金の卵

3. 保母養成の現況 (1970年度)

保母養成所修了者	公1,780人 + 私16,490人 =	18,270人	67.1%
保母試験合格者		8,972	32.9
計		27,240	100.0

4. 保母養成学校の現況 (1971年4月1日)

	国・公立		私立		計		
	施設数	定員	施設数	学生定員	施設数	学生定員	
大学	1	100	12	2,620	13	2,720	63%
短大	9	1,120	146	21,430	155	22,550	
各種学校	31	4,490	72	10,430	103	14,920	37
計	41	5,710	230	34,480	271	40,190	100%

大学の場合 家政学部の児童学科, 児童福祉学科, 社会福祉学科の保母課程
 短大の場合 保育科, 児童教育科, 幼児教育科, 初等教育科, 児童福祉科
 各種学校 保母学院, 保育専門学院, 保母養成科, 保母, 幼稚園教育養成所

5. 保母養成関係費（国）1973年度

(1) 保母養成所補助金

29校分 $\frac{1}{2}$ 補助 133,018千円

(2) 保母修学資金貸与費補助金（1人月3,000円）

4,693人（養成所学生定員の約10%） $\frac{1}{2}$ 補助 140,790千円

計 273,808

（国・地方合計 547,616）

6. 保母養成の問題点

(1) 地域的不均等発展（保母養成機関）

北海道14，東京37，愛知16，大阪20，兵庫17，福岡11，京都11

秋田，和歌山，鳥取，島根，各1ヶ所

大都市をふくむ工業県では保母不足

過疎地帯をふくむ農業県では保母過剰

(2) 年間約2万人の保母資格取得者があるが必ずしも保母として就職するとは限らないし，就職する場合にも保育所よりは幼稚園に多く就職する。短大の家政科を幼児教育科に変えたのみで花嫁学校の本質には変りないようである。

ここ数年短大幼児教育科が生じている。

(3) 保母養成が民間に依存している。（85%が民間の学校・施設で養成）国庫補助による養成施設は公立29施設にすぎない。

保母養成が大学と各種学校では格差がいちぢるしい。厚生省は1970年短大設置基準に準じて保母養成指定基準を設けたが，施設，設備といい教員組織といい実質は基準をみたさず学生の学習条件がきわめてぬるい。

1960年いらい保育学生協議会の活動報告がこれを実証している。

(4) 保育学生がすぐれた保育者になるため不可欠な学習や社会活動を保障する学生自治権が阻害されている。

(5) 短大においての各種学校の保専においても，わずか24に保育者としての基礎的教養を重視すれば保育の専門技術が身につかず，保育の実技や実習を重視すれば，基礎的教養が不足するしかも厚生省の保母養成は保育所保母と施設保母を未分化なまま二兎を追った養成なので科目が多様化して保育実技に追われ人間保母の教養が不足，短大においては大学教育としての短大カリキュラムが過大な保母養成指定科目に圧迫され短大教育そのものがゆがめられている。学生の科外自主活動の機会が奪われている。

(6) 保母は女子に限定されているが，男子も保育者（幼児教育者）になれるみちを開くべきである。

7. 保母養成カリキュラム改善の方向

(1) 保幼 1元化（国民），保，幼，幼児学校3元化（政府）

保育制度は如何にあるべきかをふまえて

〔4～5才幼児と障害幼児の保育にあたるもの（教師）

当面 { 0～3才児の保育にあたるもの (保母)
児童福祉施設の保母になるもの (寮母)

基礎を共通にした3コース(専攻)により大学、短大による保育者養成
高卒保母しけんの廃止

(2) カリキュラムの構造

保育者としての専門的教養(3つの構成部分)

① 保育者の社会的人間としての教養

歴史の発展を見通す力(歴史的認識)

自分の生き方を具体的、積極的に選択できる力

(哲学)

現代社会における生活を構造的に把握できる力

(経済学)

② 子どもを認識する科学的知識

子どもの発達に関する科学

子どもの社会的、歴史的環境に関する科学

保育の科学(歴史、理論、方法論)

③ 保育の基礎技術(実習とセミナー)

(3) 保育養成のカリキュラムの3つの構成をものさしとして現行保母養成、幼稚園教員養成学校のカリキュラムを切る。

(4) 文部省と厚生省は当面4・5才児と障害幼児の保育者養成を幼保1元化の保育制度を旨として検討実施すること。(要望)

9-41

総学庶第675号 昭和49年5月20日

文部大臣 奥野誠亮 殿

郵政大臣 原田憲 殿

日本学会議会議長 越智勇一

(写送付先:大蔵大臣)

学術雑誌の郵便料金等について(申入れ)

標記のことについて、本会議第65回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

現代の科学・技術の進歩において学術情報の流通は緊要、不可欠な前提条件であり、かつ、これを保障することは学術振興の施策として最も重要である。このことにかんがみ、政府が現在検討中の郵便料金引上げを実施する場合においても郵便法第26条第1項第6号で第4種郵便として指定されている学術刊行物の料金は現行のまますえ置かれるよう格別の配慮をされたい。

なお、以下の諸点についても考慮されたい。

(1) 現在、第3種郵便物の取扱いをうけている学術雑誌についても、前記学術刊行物としての認定